

学生並びに保証人の皆様へ

学校法人鎌倉女子大学
経 理 部

修学支援新制度 授業料減免の取り扱い変更について

平素より本学の教育研究活動にご理解ご支援を賜り、心より御礼申し上げます。
高等教育の修学支援新制度 授業料減免の 2026 年度以降の取り扱いについて、ご連絡申し上げます。
なお、このお知らせは、現在支援対象外や支援停止中の方にも送付しております。

2026 年度より修学支援新制度(授業料等減免)に採用された翌学期以降は、原則として、学納金から所定の金額を差し引いた金額にて口座振替をおこないます。

授業料減免の取扱い（学納金の納入）	
変更前 (2025年度まで)	一旦満額を納入し、後日減免額を還付
変更後 (2026年度以降)	減免後の金額にて納入(口座振替)

2026 年度春学期学納金の口座振替日は下記の通りです。

学期	授業料減免 対象者	口座振替日	振替額
春学期	新たに申請をした方	2026年5月27日	満額 (採用決定後に減免額を還付)
	前年度から継続して対象となる方	2026年6月29日*	減免後の金額 (別途通知)
	適格認定の結果等により 支援が中断・終了している方	2026年5月27日	満額

* 認定状況等により口座振替日に変更になる場合がありますが、記載日より早まることはありません。

なお、「前年度から継続して対象となる方」の減免後の金額及び正式な口座振替日については、5月以降に別途通知いたします。

また、秋学期の口座振替日等のスケジュールにつきましては、9月までに本学ホームページ*にてお知らせいたします。(* 本学ホームページ>在学生の皆様>学納金>「学納金に関するご案内」タブ)

【お問い合わせ先】 学校法人鎌倉女子大学 経理部

TEL : 0467-33-5141